

2 建住第 206 号  
令和 2 年（2020 年）8 月 3 日

公益社団法人 長野県宅地建物取引業協会  
会 長 長澤一喜 様

新型コロナウイルス感染症長野県対策本部  
本部長 阿 部 守 一

### 新型インフルエンザ等対策特別措置法第 24 条第 9 項に基づく感染防止策の徹底等について（要請）

本県では 7 月 31 日に開催した新型コロナウイルス感染症長野県対策本部会議において、別添のとおり、8 月 1 日から 31 日までの長野県新型コロナウイルス感染症対応方針を定め、法第 24 条第 9 項に基づき、ガイドラインの周知を通じた感染防止策の徹底及びイベントの開催基準の遵守について引き続き要請すること等を決定しました。

つきましては、貴団体の会員に対し、下記について周知していただくようお願いします。

なお、国の動向及び今後の県内の感染の状況等によっては、要請等の内容を見直す場合がありますので、御承知おきください。

#### 記

#### 1 要請内容

##### （1）ガイドラインに沿った感染防止策の徹底

国の基本的対処方針では、今後の持続的な対策を見据え、業種ごとに策定されるガイドライン等を実践するなど、自主的な感染防止のための取組を進めることとされております。業種別ガイドライン一覧を添付しますので、引き続き、取組の推進にご配慮ください。

##### （2）イベント開催基準の遵守等

イベントの開催に当たっては、次に示す開催基準を遵守いただくとともに、適切な感染防止策の徹底を図っていただくよう会員の皆様に周知してください。

また、イベント主催者となる会員の皆様には、イベントを開催する前に参加者へ接触確認アプリのインストールを促すことや、感染拡大防止のため必要に応じて参加者名簿の作成などにより連絡先等を把握することについて周知してください。

さらに、全国的な人の移動を伴うイベント又は大規模なイベントの開催を予定する場合には、県に事前相談をするよう施設管理者又はイベント主催者となる会員の皆様に周知してください。

イベント開催の目安（8 月 1 日～8 月 31 日）

- ・屋内・屋外ともに 5,000 人以下
- ・上記人数要件に加え、屋内にあっては収容定員の半分程度以内の参加人数にすること。屋外にあっては人と人との距離を十分に確保できること。（できるだけ 2 m）

(注) 上記の人数は、主催者と参加者のいる場所が明確に分かれている場合には参加者数のみを計上することとし、主催者と参加者のいる場所が明確に分かれていない場合には両者を合計した数としてください。

また、上記の人数に満たないイベントであっても、イベントの形態や場所によってリスクが異なることには十分に留意いただくとともに、感染防止策の徹底をお願いします。

- ・お祭り、花火大会、野外フェスティバル等の人数の把握が困難で全国的又は広域的な人の移動が見込まれるものは、中止を含めて慎重な検討を行ってください。
- ・地域で行われる盆踊り等、全国的又は広域的な人の移動が生じない行事については、十分な感染防止策を実施いただくとともに、接触確認アプリの活用を参加者に促進し、連絡先を把握する等の対策を講じてください。

## 2 協力を依頼する事項

### (1) 感染が拡大している都道府県への往来に当たっての慎重な行動並びに感染拡大が更に進んだ都道府県への往来の必要性等の検討、慎重な判断

#### ア 感染が拡大している都道府県への往来に当たっての慎重な行動

直近1週間の人口10万人当たり新規感染者数が1.0を上回っている都道府県への往来に当たっては、次のとおり基本的な感染防止策の徹底など慎重な行動を取っていただくよう会員や会員企業の従業員の皆様に周知してください。

- ・人ごみを避ける。
- ・接待を伴う飲食店などクラスターの発生する可能性がある場所への訪問を控える。
- ・感染防止の3つの基本（身体的距離の確保、人混みの中でのマスク着用、手洗い・手指の消毒）など、基本的な感染防止策を徹底する。
- ・当該地域から戻った後も自らの健康観察を行うとともに、行動歴について記録する。

また、当該地域から長野県にお越しになる方にも、マスクの着用などの基本的な感染防止策の徹底や、必ず自分の健康観察を行い、風邪症状がある場合は外出を控えること、自己の行動歴を記録しておくことなど、感染拡大防止のためのご協力をいただけるよう周知をお願いします。

(注) 7月31日現在で対象となる都道府県は、茨城県、栃木県、石川県、福井県、山梨県、三重県、鳥取県、岡山県、徳島県、佐賀県、長崎県です。

なお、各都道府県の直近1週間の人口10万人当たり新規感染者数については、長野県ホームページで公表していますので、最新の情報をご確認ください。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/hoken-shippei/kenko/kenko/kansensho/joho/corona-doko.html>

#### イ 感染拡大が更に進んだ都道府県への往来の必要性等の検討、慎重な判断

直近1週間の人口10万人当たり新規感染者数が2.5人を上回っている都道府県への往来については、必要性を改めて検討していただき、慎重に判断していただくこと。また、高齢者や基礎疾患のある方など重症化リスクの高い方については、こうした地域への往来をできるだけ控えていただくことを検討していただき、重症化リスクの高い方に接する機会のある方も、往来の必要性については慎重にご検討いただくよう会員や会員企業の従業員の皆様に周知してください。

(注) 7月31日現在で対象となる都道府県は、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、静岡県、愛知県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、広島県、福岡県、熊本県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県です。

**(2) 夏季の帰省について、風邪症状等、体調の異変等がある場合の慎重な対応**

夏季における帰省については、風邪症状などの体調の異変がある場合は帰省を控えるよう、また、感染の拡大している地域からの帰省は慎重に対応するよう、ご家族を通じて呼びかけるように、会員や会員企業の従業員の皆様に周知してください。

**(3) 高齢者など重症化リスクの高い方々を守る取組**

高齢者や基礎疾患のある方など、重症化リスクの高い方の感染を予防するため、高齢者等の集まる場所の運営者に感染防止に関する取組を行っていただくことや、高齢者が多く利用するスーパーなどの店舗に対しても、密集を避けるための対策等をとっていただくよう会員の皆様に周知してください。

**(4) 会食、飲み会における感染リスクについての注意喚起**

会食等に際しては、「3密」になりやすい場での多人数による実施や長時間におよぶ会食、大声を出す行動等を控えるなど、感染リスクが高い行動を避けていただくこと。また、飲食店等を利用する場合は、「新型コロナ対策推進宣言」の実施など感染防止対策を講じている店舗の利用が望ましいことを会員や会員企業の従業員の皆様に周知してください。

**(5) 参加者又は利用者名簿の作成による連絡先等の把握**

国では、人と人との距離が確保されない場合など、感染拡大防止の観点から、施設の管理者等が、参加者・利用者の名簿を作成し、連絡先等を把握することについて周知するよう求めています。

本取組について、別紙を利用するなどにより、会員の皆様に周知いただくようお願いいたします。

建設部建築住宅課建築企画係 (課長) 小林 弘幸 (担当) 清水 直樹 電話 026-235-7339 F A X 026-235-7479 Eメール kenchiku@pref.nagano.lg.jp
---